

2025年（令和7年）第12回総会議事録

- 1 告示年月日 2025年（令和7年）12月16日（火）
- 2 通知年月日 2025年（令和7年）12月16日（火）
- 3 開催年月日 2025年（令和7年）12月26日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 非農地判断について
- 議案第6号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について

6 報告事項

- 農業委員の補充募集について
- 農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤 眞子 | 2番 土屋 智樹 | 4番 野田 幸男 |
| 5番 寶諸 孝也 | 6番 佐藤 泰造 | 7番 小林 輝仁 |
| 8番 石井 洋子 | 9番 岡本 卓也 | 10番 安原 理雄 |
| 11番 能宗 秀典 | 12番 下江 京子 | 14番 須藤 薫雄 |
| 15番 谷本 耕造 | | |

8 欠席委員

- 3番 沖 賢二

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

- | | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 事務局長 | 林 茂晃 | 事務局調整員 | 徳永 嘉則 |
| 事務局 | 和田 奈津美 | 事務局 | 小澤 佳弘 |
| 松永出張所 | 花田 宏 | 北部出張所 | 藤井 勝俊 |
| 神辺出張所 | 板谷 浩司 | 沼隈出張所 | 須野田 康行 |
- 以上 8名

1 1 議事内容
午前10時00分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから2025年（令和7年）第12回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数14名のうち、出席委員13名、欠席委員1名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号 2番 <small>つちや</small> 土屋 <small>ともき</small> 智樹委員と 議席番号 7番 <small>こばやし</small> 小林 <small>あきひと</small> 輝仁委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2025年（令和7年）第12回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 まず、議案書に議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を追加とし、これに伴い、議案書次第の4 議事欄について、議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を追加します。 次に、議案書（別冊）についてです。 6ページ1番、7ページ1番、8ページ8番、9ページ9番について、備考欄に「農振」を追加です。 追加・訂正事項等は以上となります。

議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、12月22日の午前9時からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中6名の出席により、議案第1号4件、議案第4号2件、合計6件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から4番について報告します。</p> <p>1番は、駅家町の受人が、蔵王町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>2番は、神辺町の受人が、蔵王町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>3番は、東町の受人が、千田町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>4番は、横尾町の受人が、千田町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、12月23日の午後1時からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中10名の出席により、議案第1号7件、議案第3号3件、議案第4号1件、合計11件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番から11番について報告します。</p> <p>5番は、郷分町の受人が、南蔵王町の渡人から申請地を譲り受け、新規就</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>農するものです。</p> <p>6番は、川口町の受人が、郷分町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>7番は、瀬戸町の受人が、沼隈町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、借り受け、新規就農するものです。</p> <p>8番は、西新涯町の受人が、北吉津町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>9番は、沼隈町の受人が、京都市北区の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>10番は、内海町の受人が、埼玉県鶴ヶ島市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>11番は、千田町の受人が、埼玉県所沢市の渡人3人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 小林</p>	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、12月23日の午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階 21会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号1件、合計9件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の12番から15番について報告します。</p> <p>12番は、神村町の受人が、同町の渡人から小作地の所有権を取得し、引き続き野菜を栽培する計画です。</p> <p>13番は、松永町二丁目の受人が、神村町の渡人から譲り受けて新規就農し、野菜及び果樹を栽培する計画です。</p> <p>14番は、東村町の受人が、同町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p>

<p>委員 7番 小林 (続き)</p>	<p>15番は、藤江町の受人が同町の渡人から譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>北部地区の審議内容について報告します。</p> <p>北部地区では、12月23日の午後0時30分から関係者により現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階 302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名全員の出席により、議案第1号7件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号2件、合計13件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ16番から5ページ22番について報告します。</p> <p>16番は、山野町の受人が、耕作地の隣地である申請地を川口町三丁目の渡人から譲り受け、効率的な野菜栽培を行うものです。</p> <p>17番は、新市町宮内の受人が、遠方で耕作できない兄から申請地を贈与により譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>18番は、駅家町倉光の受人が、埼玉県久喜市の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>19番は、駅家町大橋の受人が、自宅に近い申請地を柳津町二丁目に住む渡人から贈与により譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>20番は、芦田町福田の受人が同町の渡人から申請地を贈与により譲り受け、梅を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>21番の案件は、千田町で不動産業を営む法人が貸露天資材置場及び貸露天駐車場に転用するため、令和7年6月30日付けで5条許可を受けたものですが、大型車両の出入りに難航したため、近隣に迷惑かけないように改めて法人の役員が譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大していくものです。</p> <p>22番は、駅家町中島に住む中国籍で永住者の受人が、東桜町の渡人から申請地を贈与により譲り受け、水稻栽培を通じて、新規就農するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以</p>

議 長	<p>上です。</p> <p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 4 番 須藤	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、12月23日の午前9時30分から現地調査を行い、午前10時35分から神辺支所2階 21会議室において、地区協議会員7名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号3件、追加議案第6号7件、合計11件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページ23番について報告します。</p> <p>23番は、申請地の川南の田699㎡について、川南の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委員 10番 安♡	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ1番について報告します。</p> <p>1番は、府中市木野山町に住む申請者が、現在の山間の居住地では生活に不便なため、相続した駅家町江良の申請地に農家住宅を建築するものです。場所は、北部支所の南300メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であり、あります。以上です。</p>
議長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委員 7番 小林	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番について報告します。</p> <p>2番は、金江町の申請人が、申請地に自分が経営している店舗用の露天駐車場を設置するものです。場所は、金江小学校から東へ約500メートルです。すでに土地を駐車場として使用していたということで、顛末書の提出を受けています。</p> <p>なお、2番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>

事務局	<p>議案第2号の「1番」は、北部支所から約300メートル以内に存在するため、第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 4番 野田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。</p> <p>1番は、若松町の受人が、山手町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>置場として利用するものです。場所は、泉小学校より北東に700メートルです。</p> <p>2番は、沼隈町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として利用するものです。場所は、沼南高校より北東に500メートルです。</p> <p>3番は、内海町の受人が、内海町の渡人から申請地を譲り受け、倉庫及び露天駐車場として利用するものです。場所は、内海支所より南に200メートルです。</p> <p>なお、1番及び3番については、農振農用地区域内の農地であるため、農振除外の手続き中です。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 小林</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から6番について報告します。</p> <p>4番は、松永町二丁目の受人が、神村町の渡人から譲り受けて、自分が経営している法人向けの貸露天資材置場及び貸露天駐車場を設置するものです。場所は、浜池から南へ約380メートルです。</p> <p>5番は、神村町の法人が、同町の渡人から譲り受けて、露天資材置場を設置するものです。場所は、神村小学校から東へ約270メートルです。</p> <p>6番は、藤江町の受人が、兵庫県三田市の渡人から譲り受けて、露天駐車場を設置するものです。場所は、藤江郵便局から西へ約240メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれの農地も、日照・排水など周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないため、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安♡</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8ページ7番から9ページ9番について報告します。</p> <p>7番は、茨城県笠間市で自然エネルギーによる売電事業を営む法人が、福</p>

<p>委員 10番 安♡ (続き)</p>	<p>島県郡山市の所有者から申請地を譲り受け、太陽光発電パネル138枚を設置し、最大49.5kwを売電するものです。場所は、有磨小学校の南に約1.2キロメートルの所です。</p> <p>8番は、自家消費型の太陽光発電システムで、太陽光パネルで発電した電力を外部には売電せず、グループ内で自家消費するものです。また、蓄電池を併用することで、余剰電力を適時貯めておき、有効に電力供給できる電気システムを導入されているものです。</p> <p>この案件については、介護保険法による居宅介護支援事業を営む新市町下安井の法人が、BPC対策（事業継続計画）に取り組み、災害非常時のライフライン確保のため、この度、代表取締役である渡人から30年間の賃借権により、申請地を借り受け、太陽光発電パネル120枚で発電し、隣地で運営する介護施設「ケアホーム安井の里」へ電力を供給するものです。場所は、網引小学校の北800メートルの所です。</p> <p>9番は、駅家町江良で建築業を営む法人が、その代表取締役個人から申請地を賃借権により借り受け、不足する露天資材置場を確保するものです。場所は、常金丸小学校の南900メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、8番及び9番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 14番 須藤</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9ページ10番から12番について報告します。</p> <p>10番は、申請地の川北の1,059㎡について、川北の渡人から、湯野の法人が譲り受けて、露天資材置場として利用をするものです。</p> <p>11番は、申請地の西中条の田2筆計1,048㎡について、西中条の渡人から、個人で解体業を営んでいる道上の受人が賃借権を設定して借り受けて、露天資材置場として利用をするものです。</p> <p>12番は、申請地の道上の畑2筆計168㎡について、府中市中須町の渡人から、千田町の受人が譲り受けて、住宅1棟を建築するものです。</p>

	<p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、兵庫県西宮市の申請人が、平成7年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、旭丘小学校の北西に約500メートルです。</p> <p>2番は、日吉台の申請人が、平成5年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。場所は、福山東インターチェンジの北に約1.2キロメートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の3番について報告します。</p> <p>3番は、平成5年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木が繁茂し原野となりました。場所は、高島小学校より東に約200メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、3番は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 小林</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の4番について報告します。</p> <p>4番は、東京都大田区の申請人が、昭和29年に物置、昭和53年に住宅を建築し、現在に至っています。場所は、本郷小学校から北へ約185メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の10ページ5番及び6番について報告します。</p> <p>5番の申請地は、平成6年5月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となったものです。場所は、広瀬学園の北1.1キロメートルの所です。</p> <p>6番の申請地は、昭和56年頃、庭先と道路との法面の擁壁を構築してから、庭敷地として利用しているものです。場所は網引小学校の北1キロメートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、5番の申請地は農振農用地区域内の農地のため、関係部局との調整が整っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第5号「非農地判断について」を上程します。</p> <p>事務局より説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号「非農地判断」についてご説明いたします。</p> <p>本日、机上に配布させていただきました資料をご覧ください。</p>

事務局
(続き)

2022年度（令和4年度）までは、市内の農地に該当しない土地を農地台帳から除外するため、非農地判断を実施してまいりました。

しかし、これまで1筆ごとに非農地判断を行ってきた結果、周辺農地との課税の公平性や現況との整合性が十分に確保できず、所有者への説明にも苦慮する状況が生じていたことから、直近の2023年度（令和5年度）及び2024年度（令和6年度）については「非農地判断」の実施を見送っております。

こうした状況を踏まえ、今年度からは、一定のエリアを選定した上で、順次、一括して非農地判断を実施してまいります。

今年度の非農地判断の対象エリアとして選定したのは、芦田町大字柞磨地内の「貝野野菜団地地区」です。場所は、柞磨集会所より南西に約1.9キロメートルです。

本地区は、昭和48年度から昭和51年度にかけて、「団体営 貝野地区農地開発事業」による基盤整備事業が実施された地区です。本地区の特色としては、市中心部に居住する農業者等が、広域農道等の幹線道路を利用した、いわゆる「通勤農業」により施設野菜や露地野菜の生産を行っていたこと、また標高が高いことから、「春野菜の遅出し」や「秋野菜の早出し」といった端境期の栽培が可能であった点が挙げられます。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足に加え、通勤農業の持続性を確保することが困難となったことなどにより、概ね10年前には地区全体で営農が行われていない状況となりました。

その結果、耕作放棄が長期化し、地区全体において山林化が著しく進行するに至っています。

今回の非農地判断にあたっては、12月18日の午前10時から、北部地区の農業委員2名、担当地区の農地最適化推進委員1名及び農業委員会事務局職員により、現地調査を実施しました。

調査対象は、資料の表にあります地区内の86筆、面積約18ヘクタールであり、目視による調査に加え、広範囲で、また、進入が困難な農地も多くあることから、ドローンによる空中からの調査も併せて実施しました。

現地確認の結果、本地区は、過去に基盤整備事業を実施した地区ではあるものの、資料に添付した写真にもあるように、現在は地区全体が長期間の耕作放棄により山林化しており、農地への復元は著しく困難な状況であると判

<p>事務局 (続き)</p>	<p>断しました。また、今後の再生の可能性も極めて低いことから、非農地判断を行うものです。</p> <p>なお、今回、基盤整備済み地区の農地に非農地判断を行うわけですが、今後も基盤整備済み地区であっても画一的に非農地判断の対象とするという趣旨ではなく、当該地区の極度な荒廃状況を踏まえた例外的な措置です。</p> <p>今後の手続きとしては、土地所有者に対して、非農地判断を実施した旨の文書による通知と、広島法務局福山支局及び本市資産税課へ通知を行うとともに、農業振興課へ農業振興地域農用地区域からの除外の申出を行います</p> <p>また、現時点において、市内には非農地判断を行う必要があると考えられる農地が約5万筆存在しています。</p> <p>今後は、これらの農地についても、一定のエリアを選定し現地確認を行った上で、一括による非農地判断を年次計画に基づき実施していく予定です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり実施することに異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり実施することに決定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、追加議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を上程します。</p> <p>神辺地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 14番 須藤</p>	<p>追加議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を報告します。</p> <p>追加議案の1ページ1番から7番は、当該農地の地目変更のため、広島法務局福山支局から令和7年12月15日付けで現況照会があったものです。</p> <p>当該地については、1番から7番まで全て2006年（平成18年）11月7日付けで農地法第5条許可を得ています。転用事業者の福山市南蔵王町の法人が賃借権を設定して借り受けているため、所有者は別々になっています。現地調査を行いました。現在は複合商業施設内の店舗と駐車場になっており、農地性はなく、転用行為が完了しているため、非農地として回答することが妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>追加議案第6号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、追加議案第6号は原案のとおり回答することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、協議及び報告事項の「農業委員の補充募集について」を事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業委員の補充募集について報告いたします。</p> <p>本日お配りした「福山市農業委員会の委員（農業委員）補充募集のご案内」をご覧ください。</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>山本明委員の退任による欠員を補充するため委員の募集を行うものです。</p> <p>始めに、募集人数と任期についてです。募集人数は欠員となっている1名で、任期は残任期間である2027年(令和9年)4月30日までです。</p> <p>次に募集方法は、法人その他の団体又は3名以上の個人による推薦と、個人による応募とします。推薦・応募の受付期間と手続きは、2026年(令和8年)1月5日から2026年(令和8年)1月28日までの間に、必要書類を福山市農林水産課へ提出するものとします。なお、郵送の場合は1月28日に農林水産課必着とします。</p> <p>募集案内及び申込書は、本庁の農林水産課で配布を行うとともに、福山市ホームページからダウンロードしていただけます。</p> <p>選考方法は、提出された書類をもとに福山市農業委員候補者評価委員会において選考を行い、選考結果は、2026年(令和8年)2月中に推薦人及び応募者へ文書により通知をする予定です。なお、任命は、福山市議会の同意を得た後となります。</p> <p>また、申込者等に関する情報を、受付期間中と受付期間の終了後に福山市ホームページで公開します。</p> <p>今回の委員の補充募集周知方法につきましては、市広報の1月号と市ホームページを通じて行います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等ないようですので、続いて「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書(別冊)の11ページから16ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、17件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、17ページから18ページの「農地法第4条第1項第7号の規定に</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>よる農地転用届出書の受理について」及び19ページから26ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条6件、5条38件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、27ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。</p> <p>次に、28ページの「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請書の承認について」です。</p> <p>転用事業者がやむを得ない事情により履行期限内に工事が完了しないが、履行期限のみ延長すれば事業が完了する場合の手続きです。1件の履行延期承認申請があり、当初計画されていた農地法第5条転用許可の完了予定日について、延期することを承認したものです。</p> <p>次に、29ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が4件ありました。</p> <p>次に、30ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から7件の照会があり、調査の結果、全ての案件について、農地性がないことを確認いたしました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>最後に、31ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、3件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2025年（令和7年）第12回福山市農業委員会総会を終了します。皆様お疲れ様でした。</p>

事務局長	委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。 以上を持ちまして総会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。
------	---

午前10時40分閉会